

町田市立三輪小学校 P T A 規約

はじめに

町田市立三輪小学校は、昭和 57 年 4 月、長い間の地域の願望が、ようやく実って、開校されました。

開校以来、「父母と教師の結びつきは、どうあったらよいか」というテーマで、話し合いを重ねた結果、父母と教師を結ぶ何らかの組織が必要であるという結論に達し、P T A 準備会が発足し、三輪小 P T A の準備にあたってきました。

しかし、世間一般の風潮がそうであるように、三輪小学校でも、P T A の必要性はほとんどの父母が認めていながら、実際には委員・役員の選出が、大変困難であるという現実の問題を肝に銘じて、組織づくりに取り組まなくてはなりませんでした。

話し合いを繰り返す中で、「学級を中心とした、できるだけ小規模の組織から出発して、まず、全員が参加できる活動を主体として、時間をかけ徐々に作り上げていく P T A」という方向が決まりました。

この規約は、これまで述べたような状況の中で、出発時点で会の運営に、最低どうしても必要だと思われる決まりをまとめたものです。

この会の名称は、町田市立三輪小学校 P T A といい、事務所は同校内におく。

1. この会は、児童の真の幸福を目指す。その目的達成のため、学校と家庭が協力し会員相互の結びつきを深め、共に学び合い三輪小学校区内にある、六地区子ども会と共に、教育環境を整えることに努める。P T A は校内活動および対外活動を中心に P T A を運営し、六地区子ども会は学区域内の地域活動を行うが、両者は常に連絡を密にすることに努める。
2. この会は、会員の良識に従って運営する。
3. この会の会員は、三輪小学校の児童の父母、またはこれに代わる者、および、三輪小学校職員とする。入会の際には、入会届を提出する。
4. この会の委員として、新年度第一回学級 P T A の場において、各学年から 6 名の学級委員を選出する。学級委員の任期は 1 年とし、再任もできる。
会員は、6 年間に 1 人の子につき 1 回は委員を引き受けるように努める。
委員選出時の学級 P T A は、過半数の出席で成立する。欠席者は、委任状を出す。
5. この会には、次の役員をおき、P T A 会員全員の互選により選出する。

代 表 父母 1 名

副代表 父母 2 名

書 記 父母 2 名

会 計 父母 1 名

教職員 3 名

役員は学級委員とは別個に選出する。役員の任期は 1 年とし、再任もできる。
役員の互選会の招集は、前年度代表が行う。

6. この会は、次の話し合いの場をもつ。
7. 総会は、この会の最高決議の場であり、毎年度初めに定例会（対面もしくは書面議決）を開く。会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で、成立し、議決は、出席者の過半数をもって決定する。書面議決の場合、会員の2分の1以上の回答で、成立し、議決は、回答者の過半数をもって決定する。
学級委員会、または PTA 本部が必要と認めた時は、代表は臨時総会を招集することができる。
学級 P T A は、この会の最も基礎となる活動の場であり、学級委員・担任を中心とし、会員相互が、話し合い、交流を深める。
学級委員会は、各学級から選出された学級委員と教職員と PTA 本部役員で構成する。総会に次ぐ決議の場であると共にこの会の運営・活動の中心の場である。なお、この委員会は必要に応じて、六地区子ども会正副代表を加え、審議および議決することができる。議決は出席者の過半数をもって決定する。
役員会は、この会の運営に関する企画・立案をし、学級委員会に提案する。また、必要に応じ渉外などを行う。
連絡会議は、三者（P T A ・子ども会・学校）のいずれかの要望により、学校が召集する。P T A 役員・六地区子ども会正副代表・学校側担当者が出席する。
校外会議は、校外に関する連絡会議で、P T A 役員と六地区子ども会担当役員および各自治会町内会担当役員・学校側担当で構成する。
8. 会費は、年度始めの総会でもって決定し、家庭数で徴収する。
会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
会計監査は、学級委員会が、前年度の学級委員の中から 1 名と教職員から 1 名選出する。
9. この規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正することができる。

付 則

1. この規約は、昭和 59 年 4 月 1 日から、これを施行する。

平成 6 年 5 月 18 日	改定
平成 11 年 5 月 6 日	一部改定
平成 14 年 5 月 17 日	一部改定
平成 16 年 5 月 14 日	一部改定
平成 24 年 5 月 11 日	一部改定
平成 25 年 5 月 10 日	一部改定
平成 26 年 5 月 9 日	一部改定
令和 3 年 5 月 10 日	一部改定
令和 6 年 5 月 7 日	一部改定

2. 慶弔規定

会員・教職員・児童の死亡 5,000 円

教職員の結婚 5,000 円

災害、その他必要事項が発生した時は、その都度状況に応じ、役員会で協議して決める。

＜発行＞町田市立三輪小学校 PTA

（所在地：〒195-0054 東京都町田市三輪町 330-1）